

図書移転等委託業務の入札に関する質疑に対する回答

平成 28 年 10 月 21 日（金）

高知県教育委員会 新図書館整備課

- 本資料は、「図書移転等委託業務 入札説明書」に基づき、平成 28 年 10 月 6 日（木）午後 5 時＜質疑書提出期限＞までに受け付けた質疑に対する回答を公表するものです。
- 「質疑」の内容は、原文のまま記載しております。
- 回答の作成に際して質疑の順序等を編集しておりますので、ご了承ください。

図書移転等委託業務の入札に関する質疑に対する回答

項番	該当箇所		質 疑	回 答
	資料名	頁 数 / 項 目		
1	仕様書	P 9 <補足> (注 4)	<p>■ 県立図書館の仁井田倉庫保管分について</p> <p>「県立図書館の仁井田倉庫については、高知市内の別の場所に変更する検討を行っている」と仕様書 9p の(注 4)に記載されておりますが、保管場所の環境や新図書館までの距離によっては、追加費用が別途かかる可能性もあります。その際は、協議の上別途費用をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書に記載のとおり、県立図書館の仁井田倉庫については場所の変更について現在検討中ですので、入札時は仁井田倉庫を前提に金額を見積もってください。そのうえで、最終的に場所の変更が決定した場合は発注者と受託者間で協議を行い、事業費の増額についてやむを得ないと発注者が判断した場合は、契約金額の変更は可能と見込んでおります。</p>
2	仕様書 特記仕様書	P 16 Ⅲ. 家具什器等の調査・選定及び移転計画書の策定 1 家具什器等の調査及び選定	<p>■ 現有什器調査について</p> <p>現有調査については、品名、数量、現配置図に加え各什器サイズの把握という作業を見込んでおりますが、その内容の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	仕様書 特記仕様書	P 16 Ⅲ. 家具什器等の調査・選定及び移転計画書の策定 1 配置計画図の策定	<p>■ 家具什器等の配置図について</p> <p>設計業者のように CAD 等を使用したり、重量積算等の計算を含めた専門的な配置計画書までは出来ませんが、家具什器等については、Excel 等のソフトを使った配置図の作成という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	仕様書 特記仕様書	P 17 Ⅳ. 図書館資料及び家具什器等の移転、排架・設置 1 図書館資料及び家具什器等の移転、排架・設置に向けた準備等	<p>■ 梱包資材の回収について</p> <p>仕様書 17p Ⅳ、1(2)に「大柝書庫や仁井田書庫等の保管のため使用されている段ボール等も受託者負担で回収・処理すること」と記載があります。段ボール資材は有価物として処理できますが、それ以外の緩衝材等不燃物は産業廃棄物処理となるため、新たにマニフェスト契約を結び、その費用も見ておく必要があるということでしょうか。</p>	<p>大柝書庫や仁井田倉庫等で使用している段ボール等に限らず、本業務で排出した不要資材等については受注者の責任において搬出し、関係法令に即して適正に処理してください。</p> <p>産業廃棄物の処理を外部に委託する場合は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくマニフェスト制度に従い適切な処分を行う必要がありますので、そのために必要な経費を含めたうえで、事業費を見積もってください。</p>

項番	該当箇所		質 疑	回 答
	資料名	頁 数 / 項 目		
5	仕様書 特記仕様書	P 18 IV. 図書館資料及び家具 什器等の移転、排架・ 設置 2 養生	<p>■養生について</p> <p>新図書館は複合施設ですが養生範囲の設定はどのように考えればよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務で図書資料及び家具什器等を搬入する際に使用する新図書館等複合施設内又は新図書館内の場所（出入口、通路及びエレベーター等）には、養生を施してください。搬入時に使用しない施設内の場所への養生は不要です。</p> <p>なお、養生施行場所の詳細については、後日、発注者が予定している新図書館等複合施設移転全体計画策定に係る当該施設への搬入に関する関係事業者との協議を経たうえで、決定する見込みです。（仕様書P 20参照）</p>
6	仕様書 特記仕様書	P 19 III. 家具什器等の調査・ 選定及び移転計画書 の策定 5 排架・設置	<p>■什器類施工について</p> <p>転用什器移設について「什器解体・組立及び耐震施工」という記載が仕様書にはありませんが、これについては別契約業者が実施するという解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、自立できない書棚等のような家具什器等の新図書館への搬出入時の解体・組立作業や、地震対策に伴う転倒防止対策の施工については、本業務の対象外とします。</p> <p>ただし、仕様書（特記仕様書）P 19に記載のとおり、事務用キャビネット等で、搬出入時に必要となる中板やネジ等を外す作業及び再組立作業等については、受託者が行うものとします。</p>
7	仕様書 特記仕様書	— (全般)	<p>■OA 機器の扱いについて</p> <p>どこまでがメーカー又は別途契約業者の運搬になりますでしょうか。</p> <p>また、リースアップ等で残置になる OA 機器はございますでしょうか。</p>	<p>本業務での運搬対象外となる OA 機器の主なものとしては、個人用業務パソコンや県市の業務端末、新図書館情報システム端末及びセルフ式貸出機等の同システム関連機器のほか、事務室コピー機、利用者用コピー機等といった、県市の行政情報や個人情報を含むものやリース機器を想定しています。</p> <p>一方、事務室のプリンターやデータベース用プリンターのほか、県立図書館の対面音訳室や音声パソコンルームのパソコン等の運搬は、本業務の対象となります。</p> <p>なお、リースアップ等で現図書館に残置する OA 機器については、現在検討中です。</p>